

毎週火、金曜日発行（但休日には発行せず）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可（ききは翌日）

# 鳥取県公報

## 目次

- ◇規則 鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部改正
- ◇告示 昭和三十六年度鳥取県歳入歳出追加予算結核予防法の規定による指定医療機関の辞退農道の公用廃止
- 建設業者の登録まつ消
- 公有水面の埋立免許
- 家畜人工授精所の開設許可
- 米飯提供者の登録
- 土地改良区の定款変更の認可
- 昭和三十六年度狩猟知識認定試験及び狩猟講習会の実施
- 土地改良事業の認可

## 規則

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第四十五号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行

規則の一部を改正する規則

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例施行規則（昭和三十年十二月鳥取県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

第三条中「山林事務所長」を「地方農林振興局長」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十六年六月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第四百九十号

昭和三十六年八月臨時県議会において承認された専決処分に基づく昭和三十六年度鳥取県歳入歳出追加予算は、次のとおりである。

昭和三十六年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和36年度鳥取県歳入歳出追加予算

歳入	歳入	今回追加予算額
3 地方交付税	地方交付税	2,111
1 地方交付税	地方交付税	2,111
7 国庫文庫金	国庫文庫金	635
2 国庫補助金	国庫補助金	635
歳入合計	歳入合計	2,746
7 歳出	歳出	今回追加予算額
保健衛生費	保健衛生費	2,746

2	予防衛生費	2,201
3	公衆衛生費	545
歳出合計	歳出合計	2,746

鳥取県告示第四百九十一号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、同法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十六年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日	名 称	所 在 地
昭和三十六年七月十九日	上村医院	日野郡日野町黒坂一五二四の一

鳥取県告示第四百九十二号

次の農道は、昭和三十六年八月二十三日から公用を廃止した。

昭和三十六年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

東伯郡羽合町大字田後字長砂 農道 一一、八五六

三〇四ノ四地先 農道 一一、八五六

関係図面は土木部管理課に保管

登録番号 登録年月日 商号又は名称

鳥取県知事登録 昭三六、上村建設（株）

鳥取県告示第四百九十四号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条の規定に基づき、昭和三十六年八月二十五日次のとおり公有水面の埋立の免許をしたので、同法第十一条の規定により告示する。

昭和三十六年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百九十三号

次の建設業者は、建設大臣登録されたので、知事登録をまつ消した。

昭和三十六年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

主たる営業所所在地	代表者氏名	まつ消年月日
西伯郡名和町大字西坪 四八二	上村 熊雄	昭三六、八、二

一 埋立の免許を受けた者

気高郡青谷町大字青谷 青谷町長 井島 英己

二 埋立の場所

気高郡青谷町大字青谷字瀬崎四、三

七四番地の四の地先水面（関係図面は土木部管理課に保存）

三 埋立の面積

二六七坪二合 宅地、耕地及び上水道水源用地造成

五 埋立の工期 着工期限 昭和三十六年八月三十一日  
しゅん工期限 昭和三十六年十一月三十日

十四条の規定により、次のとおり家畜人工授精所の開設を許可した。  
昭和三十六年八月二十九日

鳥取県告示第四百九十五号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第二

鳥取県知事 石 破 二 朗

許可番号 家畜人工授精所の名称 所 在 地 氏 名

一五二 豊実農業協同組合 家畜人工授精所 鳥取市宮谷四四〇ノ一 豊実農業協同組合  
組合長理事 古田 静男

鳥取県告示第四百九十六号

食糧管理法施行規則(昭和二十二年農林省令第三百三号)第三十五条の四の規定に基づき、昭和三十六年八月二十一日次のとおり米飯提供業者の登録をした。

昭和三十六年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 氏 名 名称又は屋号 住 所 営業所の所在地

五四六 玉森美代子 はちまき 鳥取市川外大工町二番地 住所に同じ  
五四七 吉本 謹二 中国電力健康保険組合 鳥取荘 片原一丁目五一 鳥取市吉方二八四ノ一

鳥取県告示第四百九十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、大口堰土地改良区の定款変更を、昭和三十六年八月二十三日認可した。

昭和三十六年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第四百九十八号

昭和三十六年度狩猟知識認定試験及び狩猟講習会を次のとおり実施する。

昭和三十六年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

狩猟知識認定試験

一 試験方法

狩猟を行なううえに必要な事項について二時間説明を行なった後に択一式試験を実施する。

二 日時及び場所

九月十八日 午前九時から 倉吉市上井町  
正午まで 中央農協連会議室

〳十九日 右同 八頭郡家町 育英小学校講堂

〳二十日 右同 岩美郡岩美町 岩美町役場会議室

〳二十二日 右同 東伯郡東伯町 浦安公民館

〳二十四日 右同 米子市錦町 米子自動車学校

〳二十八日 午前九時三十分から 鳥取市行徳  
午後零時三十分まで 鳥取市体育館

〳二十九日 右同 日野郡日野町 根雨根雨公会堂

三 試験科目

狩猟に関する法令

狩猟鳥獣の判別

猟具の取り扱い

四 受験対象者

過去に狩猟法(大正七年法律第三十二号)第七条ノ二第一項の規定による狩猟講習会を受講したことがある者

五 その他

イ 試験当日筆記用具を持参すること。  
ロ 受験者は過去の受講証明書又は地方農林振興局長の受講したことを証する書類を持参すること。

狩猟講習会

一 日時及び場所

十月三日 午前九時から 倉吉市仲之町  
午後四時まで 倉吉市有親館

〳 五日 右同

鳥取市吉方  
鳥取県農業共済連会議室

〳 八日 右同

米子市錦町  
米子自動車学校

二 講習科目

狩猟に関する法令

狩猟鳥獣の判別

猟具の取り扱い

三 受講対象者

原則として過去に狩猟法第七条ノ二第一項の規定による狩猟講習会を受講したことがない者及び昭和三十六年度狩猟知識認定試験の不合格者

鳥取県告示第四百九十九号

昭和三十六年六月二十八日付けで上砂見土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする新規土地改良事業（急傾斜農道）については、審査の結果、その計画を適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八條の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十六年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十六年八月二十九日から二十日間とする。

二 縦覧場所

鳥取市上砂見 上砂見土地改良区事務所

鳥取県告示第五百号

昭和三十六年七月十日付けで新規土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする新規土地改良事業（かん

がい排水）については、審査の結果、その計画を適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第三項において準用する同法第八條の規定により、次のように土地改良事業計画書の写を縦覧に供する。

昭和三十六年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧期間

昭和三十六年八月二十九日から二十日間とする。

二 縦覧場所

東伯郡北条町大字江北 新開土地改良区事務所